

エネとくLプラン

(需給契約要綱)

令和2年10月1日実施

北海道電力株式会社

エネとくLプラン

1 契約種別

この需給契約要綱（以下「この契約要綱」といいます。）の契約種別は、エネとくLプランBおよびエネとくLプランCといたします。

2 エネとくLプランB

(1) 対象となるお客さま

電灯または小型機器を使用され、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象で、次のいずれにも該当し、かつ、当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。

イ お客さまが1年を通じてこの契約要綱の適用を希望されること。

ロ 契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

(3) 契約電流

イ 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

ロ 当該一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けません。

(4) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および電気標準約款〔低圧〕（以下「標準約款」といいます。）別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、標準約款別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が37,200円を下回る場合は、標準約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものと

し、標準約款別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 37,200 円を上回る場合は、標準約款別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 10 アンペア	341 円 00 銭
契約電流 15 アンペア	511 円 50 銭
契約電流 20 アンペア	682 円 00 銭
契約電流 30 アンペア	1,023 円 00 銭
契約電流 40 アンペア	1,364 円 00 銭
契約電流 50 アンペア	1,705 円 00 銭
契約電流 60 アンペア	2,046 円 00 銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

定額料金	1 契約につき最初の 400 キロワット時まで	11,169 円 15 銭
従量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	32 円 26 銭

(5) その他

イ 契約期間満了に先だって、原則としてこの契約要綱以外の他の契約種別に需給契約を変更することはできません。

ロ この契約要綱から他の契約種別に変更された後 1 年に満たないお客さまについては、原則としてこの契約要綱を適用いたしません。

ハ 当社は、標準約款 18（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、定額料金（契約電流を変更したことのみにより料金を日割りする場合の定額料金を除きます。）および料金適用上の電力量区分の日割計算は、別表（定額料金等の日割計算の基本算式）によるものといたします。

ニ この契約要綱に定めのない事項については、標準約款によるものといたします。

3 エネとく L プラン C

(1) 対象となるお客さま

電灯または小型機器を使用され、託送約款等の電灯標準接続送電サービスまたは電灯

時間帯別接続送電サービスの対象で、次のいずれにも該当し、かつ、当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。

イ お客さまが1年を通じてこの契約要綱の適用を希望されること。

ロ 契約容量が7キロボルトアンペア以上であること。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式，供給電圧および周波数は，託送約款等に定めるところによるものといたします。

(3) 契約容量

契約容量は，契約主開閉器の定格電流にもとづき，標準約款別表3（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお，当社または当該一般送配電事業者は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

(4) 料 金

料金は，基本料金，電力量料金および標準約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，標準約款別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が37,200円を下回る場合は，標準約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，標準約款別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が37,200円を上回る場合は，標準約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	341円00銭
-------------------	---------

ロ 電力量料金

電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定いたします。

定額料金	1契約につき最初の400キロワット時まで	10,721円00銭
従量料金	上記をこえる1キロワット時につき	31円20銭

(5) そ の 他

イ 契約期間満了に先だって，原則としてこの契約要綱以外の他の契約種別に需給契約

を変更することはできません。

ロ この契約要綱から他の契約種別に変更された後1年に満たないお客さまについては、原則としてこの契約要綱を適用いたしません。

ハ 当社は、標準約款18（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、定額料金（契約容量を変更したことのみにより料金を日割りする場合の定額料金を除きます。）および料金適用上の電力量区分の日割計算は、別表（定額料金等の日割計算の基本算式）によるものといたします。

ニ この契約要綱に定めのない事項については、標準約款によるものといたします。

附 則

1 実施期日

この契約要綱は、令和2年10月1日から実施いたします。

2 契約容量についての特別措置

- (1) 3（エネとくLプランC）(1)に該当し、お客さまが希望され、かつ、当社との協議が整った場合には、契約容量は、3（エネとくLプランC）(3)にかかわらず、当分の間、契約負荷設備の内容を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合、契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

なお、この場合の契約容量が、負荷の実情に比べて不相当と認められるときには、原則としてこの特別措置を適用いたしません。

- (2) (1)により契約容量を定めているお客さまが、需要場所における負荷設備を変更される場合には、原則として、3（エネとくLプランC）(3)により契約容量を定めます。

3 この契約要綱の実施にともなう切替措置

この契約要綱実施の日を含む料金の算定期間の電力量料金の算定にあたっては、この契約要綱実施の日の前後の期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。

なお、定額料金および料金適用上の電力量区分は、別表（定額料金等の日割計算の基本算式）に準じてこの契約要綱実施の日の前後の期間ごとに日割計算をいたします。

別 表（定額料金等の日割計算の基本算式）

1 定額料金を日割りする場合

基本料金を日割りする場合に準ずるものといたします。

2 料金適用上の電力量区分を日割りする場合

日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

$$\text{定額料金適用電力量} = 400 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

なお、定額料金適用電力量とは、1 により算定された定額料金が適用される電力量をいいます。また、定額料金適用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ただし、標準約款 17（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}} \text{ は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{ といたします。}$$

3 この契約要綱の適用を開始し、またはこの契約が消滅した場合の 2 にいう計量期間等の日数は、次のとおりといたします。

(1) この契約要綱の適用を開始した場合

開始日を含む計量期間等の日数といたします。

(2) この契約が消滅した場合

消滅日の前日を含む計量期間等の日数といたします。

4 この契約要綱の適用を開始し、またはこの契約が消滅した場合の 2 にいう暦日数は、次のとおりといたします。

(1) この契約要綱の適用を開始した場合

開始日を含む計量期間等の始期の属する月の日数といたします。

(2) この契約が消滅した場合

消滅日の前日を含む計量期間等の始期の属する月の日数といたします。